

議案第 2 4 号

匝瑳市過疎地域持続的発展計画の変更（事業内容の追加）について

匝瑳市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市過疎地域持続的発展計画

(案)

令和5年 2月 策定

令和5年 11月 変更

令和7年 5月 変更

令和8年 ○月 変更

令和4年度～令和7年度

千葉県匝瑳市

目次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	1
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	7
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7)	計画期間	8
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	8
(9)	持続可能な開発目標（SDGs）について	8
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
(1)	現況と問題点	9
(2)	その対策	9
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	10
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	11
3	産業の振興	12
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	12
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	14
(4)	産業振興促進事項	18
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	18
4	地域における情報化	19
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	19
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	19
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	22
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	23
6	生活環境の整備	24
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	24
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	25
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	28
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
(1)	現況と問題点	29

(2)	その対策	29
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	30
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	34
8	医療の確保	35
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	35
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	35
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	36
9	教育の振興	37
(1)	現況と問題点	37
(2)	その対策	37
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	38
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	42
10	集落の整備	43
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	43
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	43
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	44
11	地域文化の振興等	45
(1)	現況と問題点	45
(2)	その対策	45
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	45
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	45
12	再生可能エネルギーの利用の推進	46
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	46
(3)	事業計画（令和4年度～令和7年度）	46
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	46
	◎事業計画（令和4年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	47

1 基本的な事項

(1) 市の概況

匝瑳市は、千葉県の北東部に位置し、東京都心から約 70km 圏内、千葉市から約 40km 圏内、成田空港からは約 20km 圏内の距離にあります。

平成 18 年 1 月 23 日に旧八日市場市と旧野栄町が合併して誕生した本市は、面積が 101.52 平方キロメートルで、東は旭市、西は山武郡横芝光町、北は香取市及び香取郡多古町に接し、南は太平洋に面しています。

市の北部は、谷津田が入り組んだ複雑な地形の台地部となっており、里山の自然が多く残されています。東部は干潟八万石の水田、南部には植木畑が広がる田園地帯となっており、南端には九十九里海岸が続いています。

気候は、夏は涼しく冬暖かい海洋性気候で、年平均気温は約 16 度で、冬でも降雪はほとんど見られません。

市の中心部を JR 総武本線と国道 126 号が東西に走り、沿線に市街地が形成されています。成田方面とは国道 296 号で結ばれています。令和 5 年度には、銚子連絡道路二期工事が完了し、市内にインターチェンジが設置され、首都圏とのアクセスが改善されることから、人流・物流の活発化や、それに伴う企業立地等が期待されています。

農林水産業を基幹産業とする本市では、水稻を中心に、トマト、きゅうり、いちご等の施設野菜や、ねぎ、ほうれんそう等の露地野菜の栽培、植木・花卉の栽培、酪農、肉牛、養豚、養鶏等の畜産が行われています。漁業では、本市沿岸において、いわしを主として、さばやぶり、はまぐり等が漁獲されています。

また、本市は、里山や九十九里浜等の豊かな自然や、「飯高檀林」をはじめとする歴史に根差した多様な地域資源を有しています。こうした地域の特性や資源を積極的に活用するため、地域の魅力発信や観光コンテンツの充実等を推進し、交流人口や関係人口の増加に取り組んでいます。

商業は、国道 126 号の沿線に商業施設等が集積しています。工業は、工場や倉庫等の施設が集積しているみどり平工業団地を中心に、食料品、プラスチック製品、金属製品業等が営まれています。既存企業の経営基盤強化に加えて、成田空港に近い優位性や、銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かした企業誘致等に取り組んでいます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査の結果を見ると、本市の旧野栄町の区域の人口は、平成 12 年の 10,107 人をピークに減少に転じ、平成 22 年には 9,160 人、平成 27 年では 8,346 人、令和 2 年では 7,815 人となっています。人口減少の急速な進展に伴い、令和 4 年 4 月 1 日付で、旧野栄町の区域が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による一部過疎地域として指定されました。

本市は平成 28 年 3 月に「匝瑳市人口ビジョン」及び「匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和 2 年 3 月には「第 2 次匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第 2 次総合戦略」という。）」を策定し、同月に策定した「第 2

次匠瑳市総合計画」と併せて、人口減少の克服や地域活性化に向けて様々な取組を進めてきました。

人口減少は、労働力人口の減少をもたらし、生産と消費といった経済面の影響はもとより、地域コミュニティ機能の弱体化、年金・医療・介護等の社会保障制度の不安定化、税財源の減少による公共サービスの縮小等、市民生活全般に大きく影響を及ぼします。こうした状況に対応するため、若い世代が安心して働き、子どもを産み育てやすい社会経済環境の実現が課題となっています。

表 1-1 (1-1) 人口の推移 (国勢調査) 【旧野栄町の区域】

区分	昭和 5 5 年	平成 2 年		平成 1 7 年		平成 2 7 年		令和 2 年	
	実数	実数	S55 比 増減率	実数	H2 比 増減率	実数	H17 比 増減率	実数	H27 比 増減率
総数	人 9,819	人 9,956	% 1.4	人 10,019	% 0.6	人 8,346	% △16.7	人 7,815	% △6.4
0 歳～ 1 4 歳	2,047	1,762	△13.9	1,284	△27.1	885	△31.1	696	△21.4
1 5 歳～ 6 4 歳	6,594	6,678	1.3	6,254	△6.3	4,743	△24.2	4,244	△10.5
うち 1 5 歳 ～ 2 9 歳 (a)	2,019	1,791	△11.3	1,636	△8.7	1,029	△37.1	880	△14.5
6 5 歳以上 (b)	1,178	1,516	28.7	2,481	63.7	2,701	8.9	2,874	6.4
(a) / 総数 若年者比率	% 20.6	% 18.0	—	% 16.3	—	% 12.4	—	% 11.3	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 12.0	% 15.2	—	% 24.8	—	% 32.4	—	% 36.8	—

※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

※ 若年者比率は、15 歳から 29 歳までの人口を総数で除して得た数値

※ 高齢者比率は、65 歳以上の人口を総数で除して得た数値

表 1-1 (1-2) 人口の推移 (国勢調査) 【市全体】

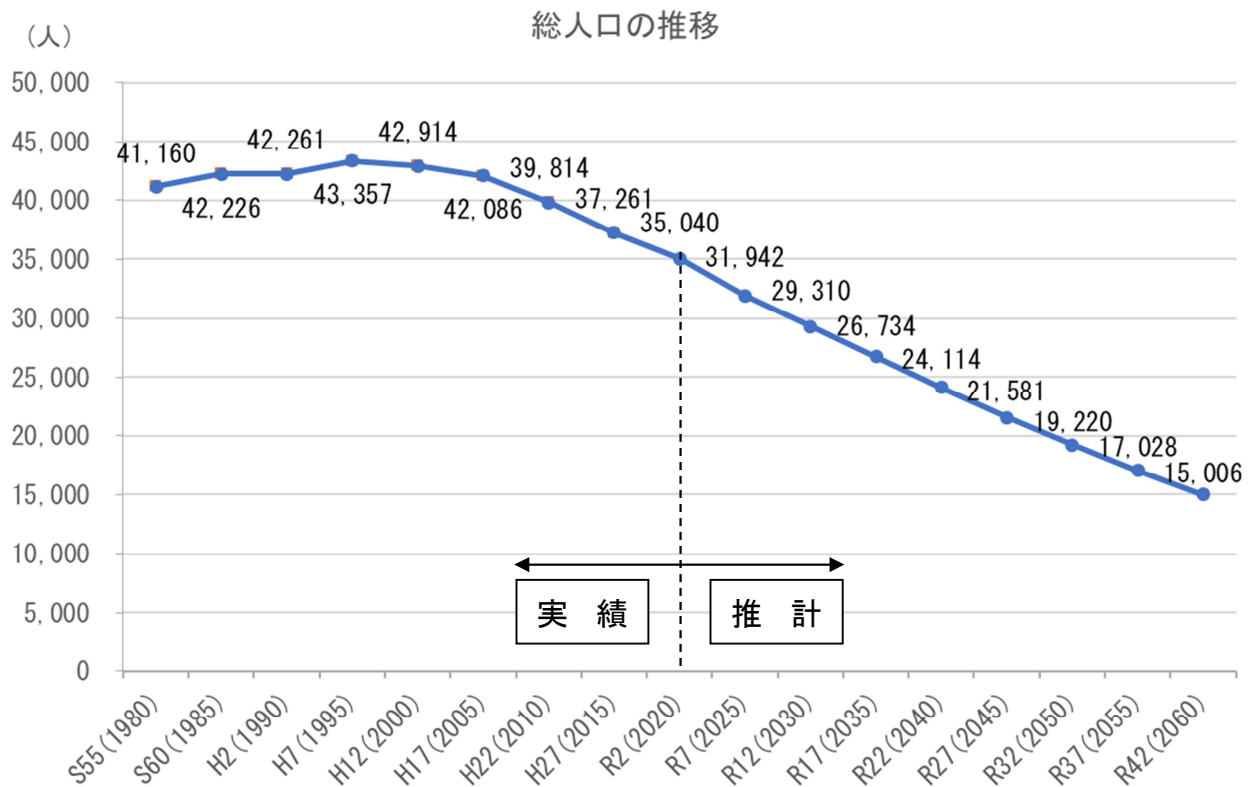
区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	S55 比 増減率	実数	H2 比 増減率	実数	H17 比 増減率	実数	H27 比 増減率
総数	人 41,160	人 42,261	% 2.7	人 42,086	% △0.4	人 37,261	% △11.5	人 35,040	% △6.0
0歳～ 14歳	8,360	7,262	△13.1	5,357	△26.2	4,114	△23.2	3,471	△15.6
15歳～ 64歳	27,318	27,644	1.2	25,851	△6.5	21,180	△18.1	18,984	△10.4
うち15歳 ～29歳 (a)	7,903	7,231	△8.5	6,359	△12.1	4,412	△30.6	3,896	△11.7
65歳以上 (b)	5,482	7,295	33.1	10,618	45.6	11,873	11.8	12,581	6.0
(a)/総数 若年者比率	% 19.2	17.1%	—	15.1%	—	11.8%	—	11.1%	—
(b)/総数 高齢者比率	% 13.3	17.3%	—	25.2%	—	31.9%	—	35.9%	—

※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

※ 若年者比率は、15歳から29歳までの人口を総数で除して得た数値

※ 高齢者比率は、65歳以上の人口を総数で除して得た数値

表 1-1 (2) 人口の見通し【市全体】



資料 S55 (1980)～R2 (2020)は総務省「国勢調査」
R7 (2025)以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (平成30年3月30日公表)」

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本市では、平成18年1月の誕生以降、匝瑳市総合計画に基づくまちづくりを推進するとともに、匝瑳市行政改革大綱により、効率的かつ効果的な行政運営の確立に向けて様々な行政改革を行ってきました。

地方交付税の縮減等による歳入の減少や、公債費等の歳出の増加等が見込まれることから、これまで以上に先を見据えた行財政運営と、市民満足度の高いまちづくりを進めることが求められます。

人材、資産、資金等、行政の経営資源を有効活用し、効率的な行財政運営を行い、新たな行政課題へ柔軟に対応しながら、より良い市民サービスを提供していく必要があります。

広域行政については、東総地区広域市町村圏事務組合や匝瑳市横芝光町消防組合、八咫水道企業団等の一部事務組合・団体を通じた共同業務を実施することで、行政サービスの向上や事務の効率化、単独の市町村では対応が難しい業務の実施を図っています。

イ 財政の状況

市では、合併後の平成18年度に策定した第1次匝瑳市行政改革大綱以降、様々な行財政改革に取り組んでいます。

令和2年2月には、第4次匝瑳市行政改革大綱を上位計画とする第2次匝瑳市財政健全化計画を策定し、財政基盤強化のための自主財源等の確保や、効率的かつ柔軟な行財政運営体制の強化、事務事業の見直しによる事業の重点化・効率化、職員の資質向上等を通じた持続可能な行財政運営を推進しています。

表1-2 (1) 財政の状況【市全体】

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	15,428,091	16,137,280	23,294,060
一般財源	9,701,733	9,817,525	11,940,502
国庫支出金	2,100,815	2,013,799	6,426,055
都道府県支出金	790,940	973,095	1,375,132
地方債	1,742,282	2,003,298	1,519,050
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	1,092,321	1,329,563	2,033,321
歳出総額B	14,834,049	15,444,949	22,131,873
義務的経費	6,380,173	6,809,884	7,775,995
投資的経費	2,077,957	2,454,447	1,600,005
うち普通建設事業	2,074,166	2,454,447	1,558,489
その他	6,375,919	6,180,618	12,755,873
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	594,042	692,331	1,162,187
翌年度へ繰越すべき財源 D	62,798	41,169	198,414
実質収支 C-D	531,244	651,162	963,773
財政力指数	0.51	0.49	0.49
公債費負担比率	11.9%	12.7%	-
実質公債費比率	11.4%	5.3%	5.8%
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	82.0%	86.0%	94.5%
将来負担比率	72.6%	33.6%	24.4%
地方債現在高	13,271,420	17,202,657	16,010,188

資料 市財政課

ウ 施設整備水準等の状況

令和2年度末における市道の改良率は57.1%、舗装率は74.7%であり、千葉県内の市町村平均である60.5%、83.2%を下回っています。市街地周辺や海岸線周辺の住宅地においては、幅員が狭い道路や未舗装部分が依然として残っており、維持管理と併せて整備を進める必要があります。

農道は、農業振興と生活環境の改善の観点から、整備及び維持管理を進める必要があります。

水道普及率は、令和2年度末で88.0%であり、全国普及率の98.1%及び県内普及率95.5%を大きく下回っています。人口が減少傾向にあることから、今後は適切な水需要予測に基づく事業運営を図る必要があります。

水洗化率は88.8%であり、県内普及率の76.1%を上回っています。市では戸別の合併処理浄化槽の設置を促進しており、水洗化率は上昇傾向にあります。

医療施設については、国保匝瑳市民病院が地域における中核的な機能を担っています。今後は医師や看護師等の医療従事者の確保や、医師会や近隣病院等との医療連携の強化を通じて、医療体制の確保と充実を図ることが必要です。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況【市全体】

区分	平成22年度末	令和2年度末
市町村道		
改良率 (%)	56.1%	57.1%
舗装率 (%)	76.2%	74.7%
農道		
延長 (m)	103,106	58,771
耕地1ha当たり農道延長 (m)	19.6	11.4
林道		
延長 (m)	1,680	0
林野1ha当たり林道延長 (m)	6.06	0
水道普及率 (%)	84.5	88.0
水洗化率 (%)	83.4	88.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	8.18

資料 市建設課、市産業振興課、市環境生活課、市健康管理課

(4) 地域の持続的発展の基本方針

「(2) 人口及び産業の推移と動向」で前述したとおり、令和4年4月1日付で、旧野栄町の区域が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による一部過疎地域として指定されました。

本市は人口減少を市の重要課題に掲げ、様々な施策を実施してきたところですが、今後は過疎対策として、人口減少の克服と地域の活性化による持続的な発展を推進していく必要があります。

本市では、令和2年3月に本市のまちづくりの最上位計画である第2次匝瑳市総合計画を策定し、活力あるまちづくりに向けた取組を進めています。

このことから、本市における過疎対策についても、第2次匝瑳市総合計画に位置付けた基本目標に基づいた施策を展開します。

また、旧野栄町の区域が非過疎地域となるよう、国からの財政支援措置等過疎地域対策を最大限に活用することで、持続可能な地域社会の形成や、地域資源を活用した地域活力の更なる向上の実現に取り組めます。

【第2次匝瑳市総合計画に示す将来都市像】

海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市
～匝り集う人々と嗟やかな自然のあるふるさと～

【第2次匝瑳市総合計画におけるまちづくりの基本目標】

- 基本目標1：生きがい満ち、笑顔があふれるまちをつくる
- 基本目標2：活気に満ち、はつらつとしたまちをつくる
- 基本目標3：自然と共生し、快適で安全なまちをつくる
- 基本目標4：個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる
- 基本目標5：市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる

【第2次匝瑳市総合計画前期基本計画におけるまちづくりのリーディングプラン】

- プラン1：子育てしやすい環境づくりと移住・定住促進プラン
- プラン2：活気にあふれたにぎわい創出プラン
- プラン3：豊かな自然を守る環境保全推進プラン
- プラン4：いざというときの安心・安全プラン
- プラン5：課題解決に取り組む「地域力」向上プラン
- プラン6：市民協働と持続可能な行財政運営プラン

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

【市全体の数値目標】

K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度)
社会増減数 (累計)	▲708人 (平成27年度～令和元年度)	▲270人 (令和2年～令和6年)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

匝瑳市過疎地域持続的発展計画（以下、「本計画」という。）の目標の達成状況を確認するため、毎年度、第2次総合戦略の評価手法に準じて、庁内で評価の上、外部有識者や市民代表等で構成される匝瑳市まち・ひと・しごと創生市民会議において、総合戦略の評価と併せて、PDCAサイクルに基づいた進行管理と

効果検証を行います。

達成状況の評価結果については、本市の公式ホームページにおいて公表します。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成28年2月に策定した「匝瑳市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方を示し、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保を掲げています。

本計画においては、公共施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討し、匝瑳市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

(9) 持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定された国連ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを宣言しています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的な目標とされており、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、地方公共団体がSDGs達成に向けた取組を行うことの重要性が示されています。これを受けて、第2次匝瑳市総合計画や第2次総合戦略をはじめとする本市の各種計画においても、SDGsの基本理念を踏まえた施策の展開を図ることとしています。

このことから、本計画においても、各施策への取組を通じて、SDGsの達成と持続可能なまちづくりを目指すものとします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

本市は、平成元年以降は死亡が出生を上回る自然減の状況が続いています。また、平成14年以降、転出者数が転入者数を上回る転出超過の状況が続いており、自然人口・社会人口の両面で人口減少が進行しています。特に、市外への進学や就職等に伴う若い世代の流出は顕著であり、こうした状況が更なる人口減少を招くことが懸念されています。

人口減少を抑制し、地域の活力を維持・活性化していくためには、移住・定住の促進と併せて、本市の認知度向上や地域の魅力発信による新しい人の流れを創出し、交流人口・関係人口の増加につなげていくことが必要です。

イ 人材育成

多様化する地域の課題や市民のニーズに対応するためには、市民や地域活動団体、行政をはじめとする多様な主体がこれまで以上に連携を深め、お互いの立場を理解・尊重し、得意分野で力を出し合い、地域の特性を活かしながら、協働によるまちづくりを着実に推進していくことが重要です。

組織や公と民の枠組みを越えた協働や連携を構築し、それぞれが持つ知恵と力を結集するための仕組みづくりや、まちづくりを担う人材及び組織の育成が求められています。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

豊かな自然と住み良い生活環境が広がる本市の魅力を周知するため、シティプロモーション活動を推進するとともに、地域情報のきめ細やかな発信や、相談体制支援の充実等を通じて、多様な交流の促進を図ります。

また、本市からの転出抑制と併せて転入増加を図るため、住宅取得支援や、空き家バンクを通じた住宅情報の発信等により、移住・定住を支援します。

さらに、健康でアクティブな高齢者等の移住を積極的に受け入れる体制として、生涯活躍のまちづくりを推進します。

イ 人材育成

地域社会の連帯感のさらなる醸成と地域づくり活動の活性化を図るため、コミュニティの育成や施設の整備、地域活動団体の活動支援の充実を推進します。

併せて、コミュニティの育成支援の充実を図るとともに、匠瑤市市民提案型事業等の活用やまちづくりを担う人材及び組織の育成を図りながら、多様な協働のかたちによるまちづくりを推進します。

さらに、地域おこし協力隊等の制度を通じて、多様な人材の誘致と活用を推進します。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	転入者マイホーム取得奨励金交付事業 新築又は中古住宅を取得した転入者に対して奨励金を交付することにより、人口減少の抑制と地域の活性化を図る。	市	
		定住促進空き家バンク事業 市内の空き家情報を移住希望者等に提供し、移住・定住の促進を図る。	市	
		“生涯活躍のまち”推進事業 都市部から本市への新たな人の流れを創出するとともに、子どもから高齢者まで、年齢や健康状態、障害の有無に関わらず、あらゆる人々が交流し、協働することにより、これらの人々を地域全体で支えるまちをつくる。	市	
		移住支援事業 東京23区の在住者又は東京都、埼玉県、神奈川県在住で東京23区に通勤する者が、本市に移住し、起業や就業等を行う際に、交付金を支給する。	市・県	
		シティプロモーション推進事業 新たな定住先として選択されるよう、魅力あるまちづくりに取り組むとともに、住宅、生活、雇用等の情報の幅広い世代に向けた効果的な情報発信を行う。	市	
		ふるさと納税推進事業 ふるさと納税制度を活用し、自主財源の確保と地元産品のPRを図る。	市	
		出会い創出事業 市の人口減少を抑制するため、男女の出会いの場を提供する婚活支援イベントを開催する。また、婚活サポーターによる結婚相談等を行う。	市	
	(人材育成)	地域おこし協力隊事業 地域外の人材を積極的に誘致し、地域の資源及び特性を活用した地域協力活動を通じて、地域の活性化及び地域力の維持強化を促進するとともに、地域への人材の定住及び定着を図るため、匝瑳市地域おこし協力隊を導入する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

本市の産業は、人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少及び社会経済状況の変化により、事業所数の減少や従業者数の高齢化及び減少が進行しています。

特に、基幹産業である農林水産業においてはその傾向が顕著であり、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

地域を担う中核的な農業者の育成はもとより、新規就農者や定年帰農者等多様な担い手の育成や、先進的な農業経営体の育成、生産から加工、流通、販売までを一体的に行う6次産業化等により、強い農業経営を確立することが必要です。

イ 商工業

地域経済の活性化には、商工業の振興が重要な役割を担っていますが、人口の減少や消費動向の変化は消費の低迷をもたらし、商店数・従業者数の減少や、空き店舗の増加や後継者不足等の厳しい状況が続いています。

今後は成田空港に近接する優位性と銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かし、情報サービス業等の地域活性化に貢献する企業の進出と、地元企業の経営基盤強化を支援していくことが必要です。

また、担い手の減少による地域経済の衰退が懸念されることから、地域の魅力ある企業の情報を幅広く周知することで、雇用のミスマッチを防ぐとともに、地域への就労を促進することが必要です。

ウ 観光

本市には九十九里海岸等の豊かな自然や、八重垣神社祇園祭をはじめとする祭りや伝統行事、歴史的建造物等の貴重な文化財や、パークゴルフそうさ等のスポーツ・レクリエーション施設があります。

このような本市ならではの特性や特徴を観光資源と捉え、交流人口（観光入込客数）の創出に向けた取組を進めていますが、本市の観光入込客数は減少傾向にあります。

今後は近隣自治体や各種団体等との連携を促進し、本市ならではの魅力の発掘を図りながら、本市の自然や歴史文化資源の魅力を様々なかたちで広めていくことが重要です。

(2) その対策

ア 農林水産業

農林水産業の生産性の向上及び安定した経営基盤の確立に向け、生産基盤の整備や経営規模の拡大、担い手となる経営体の育成及び新規就業者の確保に対する支援等を進めます。

具体的には、農業生産基盤の整備及び農林水産業の経営体制の強化、6次産業化の展開に向けた支援を行い、持続可能で安定的な経営の確立を促進します。ま

た、新鮮な農産物の供給地として新たな販路を開拓していくとともに、食への関心の高まりに対応した付加価値の高い農産物の生産を推進します。

併せて、農林水産業を観光資源と捉えるとともに、体験農業や各種イベント等を通じて、市民や都市住民と生産者との交流を促進し、農林水産業や農産物、農業文化等に対する理解促進を図り、農林水産業の活性化につなげます。

特に、本市の植木産業は「日本有数の植木のまち」として、国内外に対する販路拡大や効率的な生産に向けた支援を行うとともに、技術者の育成、付加価値の創出を図り、植木産業の発展を推進します。

さらに、環境にやさしい農林水産業の推進や都市住民との交流、農村環境の保全に市民全体で取り組み、農林水産業の社会的役割の拡充と理解の促進を図ります。

イ 商工業

商工会や金融機関等の支援機関との連携を強化しながら、地元企業・商店の経営力強化や設備投資、異業種間連携による新商品開発等、新たな事業展開に対する支援を図ります。また、集客力のある特徴的な商店街の形成と活性化を進めます。

企業立地については、成田空港に近接する優位性と銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かし、誘致企業に対する支援を図りながら、地域活性化に貢献する企業や、利便性の高い商業施設の誘致を積極的に推進することで、地域の活性化と雇用の場の創出を図ります。

また、地域の自然や歴史文化を活かしながら、市内外から多様な人々が集い楽しむことのできる特色ある商店街の形成を推進します。

併せて、既存商店・企業に対する経営支援の充実を図り、経営者の創意工夫による経営強化及び新分野への進出を促進するとともに、起業に向けた支援の充実を図ります。

さらに、匝瑳市雇用促進協議会やハローワーク等の関係機関と連携し、地域の魅力ある企業の情報を、市民や移住・UIJ ターンを考えている人に幅広く周知し、地域への就労や定着を促進します。

ウ 観光

地域の魅力ある観光資源を活用し、年間を通じた日帰り型観光を推進するとともに、宿泊施設及び他産業との連携を強化し、海とみどりを活用した滞在型観光を促進します。また、のさか望洋荘跡地については、民間活力を活用し、グランピング施設等を整備します。

さらに、八重垣神社祇園祭等多くの祭りや伝統行事、歴史的建造物、ふれあいパーク八日市場、そうさ観光物産センター匝りの里等の地域の貴重な資源や魅力を最大限に利活用し、観光資源化していくことで、都市住民との交流の活性化や集客力のある地域づくりを推進します。

併せて、産業間の連携を図りながら、地域産業や伝統工芸、郷土芸能等の体験や様々な交流イベントへの参加を気軽に楽しめるプログラムの充実を図るとともに、観光資源や各種イベント、おすすめルートや交通情報等、本市の魅力を楽し

むための各種情報を様々な媒体を通してわかりやすく発信します。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1)基盤整備 (農業)	土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設の機能低下の防止や機能回復のために行う施設整備・補修に対して、負担金を支出する。	市	
		新堀川、大布川、野田地区、風永川排水機場管理協議会負担金 耕地及び宅地、公共地の湛水被害防止と水田の汎用化を図るため、各排水機場管理協議会の行う管理事業に対して負担金を支出する。	市・県・土地改良区	
		国営大利根用水新宿揚水機場維持管理費負担金 農業用排水路の分離により、下流の耕地へ用水の安定供給を図るため、施設の維持管理に対して負担金を支出する。	市・土地改良区	
		農業用排水路改修事業 農業用排水路の改修事業に対して補助を行う。	市	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業（新堀川、野田地区、大布川排水機場）負担金 県営湛水防除事業によって造成された農業用排水施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断と機能保全計画に基づいて実施される対策工事に対して、負担金を支出する。	市・県・土地改良区	
		(仮称) 大利根用水地区国営施設機能保全事業負担金 大利根用水地区における国営造成施設の長寿命化を図るため、関東農政局が主体となって行う改修事業に対して負担金を支出する。	市・県・土地改良区	
		多面的機能支払事業 農地・農業用水等を保全するため、農業の多面的機能発揮のための地域活動を行う団体に対して支援を行う。	市	

(3)経営近代化 施設 (農業)	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業 園芸産地の生産力を強化、拡大するため、パイプハウス等の施設整備、省力化機械、省エネルギー型機械・装置等の導入、老朽化した温室等の改修に要する費用の一部を助成する。	市	
	農地利用効率化等支援交付金 産地の収益力強化と担い手の経営発展の促進のため、必要な農業用機械、施設の導入に要する費用の一部を助成する。	市	
(6)起業の促進	創業支援事業 創業支援の充実により、開業率の増加や地域経済の活性化を図る。	市	
(9)観光又はレクリエーション	のさか望洋荘跡地利活用事業 民間活力を活用し、のさか望洋荘跡地にグランピング施設等を整備する。	民間事業者	
(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	飼料用米等生産拡大支援事業 安定した飼料用米等の生産、主食用米の需給調整及び市内畜産農業の振興のため、飼料用米及び加工用米等の生産への取組に対して、補助を行う。	市	
	水稻航空防除事業 いもち病、紋枯病及び病害虫防除をするため、生産者団体の行うヘリコプター等による広域一斉共同防除に対して補助を行う。	市	
	ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業 植木産業の主要な樹種であるマキをケブカトラカミキリの食害から保護するため、薬剤の散布を実施する。	市	
	園芸用廃プラスチック処理対策推進事業 園芸用廃プラスチック類の円滑な回収と適正な処理を推進するための費用を助成する。	市	
	食育推進事業 地産地消の推進とともに、「食」に関する体験等を通し、自然の恩恵や「食」に携わる人への感謝の気持ちを育てる。	市	

		飼料用米等拡大支援事業 安定した飼料用米等の生産、主食用米の需給調整及び市内畜産農業の振興のため、飼料用米等の新規需要米及び加工用米生産への取組に対して、補助を行う。	市	
		経営所得安定対策等推進事業 飼料用米等の生産の推進を図るため、匝瑳市農業再生協議会が行う事務に対して助成を行う。	市	
		環境保全型農業直接支払交付金事業 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入し、生産活動の実施を推進する事業に取り組む農業者団体等に対して助成を行う。	市	
		新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 一定の要件を満たした次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。	市	
		畜産防疫対策事業 乳牛、肉牛、豚に実施する各種伝染病ワクチン接種及び法定伝染病検査に対して助成を行う。	市	
		飼料用米利用促進事業 市内で生産された飼料用米を購入し利用する畜産農家に対して助成を行う。	市	
		農地中間管理事業 農地中間管理機構を通じて農地を貸し付けた地域や出し手に対して、機構集積協力金を交付し、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の解消等を促進する。	市	
		海匠漁業協同組合負担金 飯岡漁港の維持改良やかん水種苗放流事業等を行う海匠漁業協同組合に対して、負担金を支出する。	市	
		地域伝統漁業育成事業 伝統的漁業を営む貝まき船団が実施する漁船保険事業、種苗放流事業に対して補助を行う。	市	
		漁業共済掛金助成事業 漁業共済事業に係る共済契約を締結した中小漁業者に対して、共済掛金の一部を助成する。	市	

		漁業近代化資金利子補給事業 漁業経営の近代化に資するため、漁船、漁具等を取得するために融資機関が漁業者に貸し付ける資金に対して、利子補給を行う。	市	
		新堀川、野田地区排水機場管理協議会負担金 耕地等の湛水被害防止と、水田の汎用化を図るため、新堀川及び野田地区排水機場に面する遊水池及び水路等の浚渫・補修等の工事を実施し、排水機能の維持を図る。	市・県・土地改良区	
	(商工業・6次産業化)	商業協同組合支援事業 匝瑳商業協同組合が実施する共通商品券の発行事業等に対して助成を行い、販売促進活動を支援する。	市	
		商工業活性化支援事業 商店街のにぎわい創出を図るため、匝瑳市商工会が行う各種事業に対して助成を行う。	市	
		商工会助成事業 匝瑳市商工会の運営基盤の充実・強化及び商工業の振興を図るため、助成を行う。	市	
		中小企業資金融資事業 中小企業の経営基盤の確立と近代化を図るため、原資を金融機関に預託することで低利の資金融資を行う。	市	
		制度資金利子補給事業 中小企業資金融資を受けた者の負担軽減や市内での創業支援を図るため、利子補給を行う。	市	
		中小企業雇用維持対策事業 従業員の雇用安定化を図るため、経済的理由により、中小企業事業主がその雇用者を一時的に休業等させた場合の手当、賃金の一部を助成する。	市	
		空き店舗活用支援事業 空き店舗の解消や新規事業者の支援のため、賃借した空き店舗の改装費や賃料の補助を行う。	市	
	(観光)	観光対策事業 市民まつりやチューリップ祭りの実施に当たり、事業費の一部を助成し、観光客の誘致を図る。	市	

		観光協会助成事業 観光宣伝事業、フォトコンクール事業、観光ガイド事業、観光誘致事業を行う匝瑳市観光協会に対して補助金を交付し、観光客の誘致を図る。	市	
		夏期観光安全対策事業 夏期に海岸を訪れる観光客の事故等を未然に防止するため、県・市・警察・消防等と相互に連携し、安全で安心な観光地づくりを推進する。	市	
	(企業誘致)	企業誘致促進事業 企業誘致と雇用の促進を図るため、固定資産税の減免措置、雇用奨励補助金の交付を行う。	市	
		産業用地整備推進事業 新たな産業用地に適した候補地を選定するため、調査及び検討を行う。	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧野栄町の区域	① 製造業 ② 情報サービス業等 ③ 農林水産物等販売業 ④ 旅館業 上記すべての業種	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

本市の産業振興促進区域における産業の現状及び問題点は、上記(1)のとおりです。

また、振興対象業種の活性化を図るため、上記(2)及び(3)のとおり取組を促進するとともに、産業振興において周辺市町との連携に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市においては、光ブロードバンド施設の整備により市内全域でインターネット接続サービスの利用が可能となっています。

また、防災行政無線施設の整備により、平時の行政情報や災害時の緊急情報等を提供しています。

今後は、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、情報通信技術を活用した電子自治体の構築を推進し、業務の効率化及び市民サービスの向上を図っていく必要があります。

(2) その対策

情報通信技術を活用した電子自治体の構築を推進し、様々な分野で市民サービスの向上に取り組みます。

また、地震、津波、豪雨等の自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、必要な情報を的確に提供する情報伝達体制の充実を推進します。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける情報 化	(1)電子通信施設等情報化のための施設 (防災行政用無線施設)	防災行政無線整備事業 防災行政無線の適切な維持管理を図り、災害情報を含む必要な情報の伝達手段を確保する。	市	
	(ブロードバンド施設)	地域情報通信基盤推進事業 市内全域で光ブロードバンドサービスが利用可能な環境を提供し、地域間の情報格差是正と市民生活における利便性の向上を図る。	市	
	(その他)	公衆無線 LAN 環境推進事業 市役所等の公共施設において、スマートフォン、タブレット等の各種端末機から、無料でインターネットへ接続するための公衆無線 LAN 環境を提供する。	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (情報化)	電子計算処理事業 電子計算機及びネットワーク回線を利用した住民情報系システム及び戸籍システムの整備・運用により、市民サービスの向上及び事務処理の効率化・適正化を図る。	市	

		電子自治体推進事業 電子自治体の構築に向けて、情報通信基盤の整備等を推進し、市民サービスの向上及び行政運営の効率化を図る。	市	
		ホームページ運用事業 市公式ホームページを活用し、多様な端末(パソコン・スマートフォン等)を利用する者に対して、見やすく、即時性のある情報を伝える。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路等

旧野栄町の区域の主要幹線道路及び幹線道路は、主要地方道と一般県道が格子状に形成されています。住宅地や集落では、狭隘な生活道路が見られることから、生活道路の整備や維持管理と併せて、交通安全施設を適宜整備する必要があります。

また、にぎわいのあるまちを形成するためには、幹線道路の整備や公共交通の利便性の向上を図るとともに、都市間・地域間交通網の改良・整備を通じて、市内外から人やモノが集まる環境づくりを推進していくことが必要です。

特に、銚子連絡道路の整備進展による利便性の向上等を活かし、商業・業務施設等の集積や交流人口の増加等を推進していくことが重要です。

イ 交通

旧野栄町の区域の公共交通機関として、市内循環バス野田・栄循環の1路線を運行しており、市民の日常生活の移動手段として機能していますが、利用者は減少しています。

今後は市民の日常生活の移動手段である、市内循環バスの再編及びデマンド型交通の運行等の市民のニーズに応じた公共交通対策が課題です。

また、広域公共交通の充実による、人流や物流の活発化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 道路等

都市間交流の基盤として、県と連携しながら、首都圏や周辺地域と本市とを結ぶ幹線道路の計画的な整備を促進し、自動車交通の円滑化と利便性の向上を図ります。

具体的には、周辺都市と本市を連絡する幹線道路の整備を促進し、都市間の交流や連携の強化を図ります。

また、銚子連絡道路を核とした広域交通網及び幹線道路等の整備を計画的に推進するとともに、これらのネットワーク化を図ります。

イ 交通

広域公共交通の充実を図り、本市への行き来の利便性を高めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

具体的には、JR 総武本線の増便、運行ダイヤの改善等について、引き続き、民間事業者等に要請し、広域公共交通の充実と利用促進を図ります。

さらに、市民のニーズを踏まえながら、市内循環バスやデマンド型交通等の公共交通機関の利便性向上と利用促進を図ります。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	道路台帳整備事業 市道の新設、改良等に伴う道路台帳の修正と併せ、デジタルデータ化による台帳整備を推進する。	市	
		道路維持事業 市内一円の舗装補修等を行い、交通の安全性を図る。	市	
		道路新設改良事業 地域内及び地域間を結ぶ生活道路を整備することにより、交通を円滑化し、地域住民の利便性の向上を図る。	市	
		交通安全対策事業 ガードレール、カーブミラー、区画線等の整備、維持管理を行い、交通事故防止を図る。	市	
		排水路整備事業 流末の滞水及び排水不良地区を解消し、生活環境の向上を図るとともに、円滑な通行を確保する。	市	
	(橋りょう)	橋りょう維持事業 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防的な修繕による長寿命化を図ることで、道路ストックの保全と安全で安心な道路サービスの提供を図る。	市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	循環バス運行事業 市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、市内循環バス路線を再編し、利便性の向上を図る。	市	
		地域交通利用料助成事業 市内循環バスの利用が困難で、運転免許証を持たない75歳以上の高齢者に対して、日常生活の交通手段としてタクシーを利用する場合にその利用料金の全部又は一部を助成する。	市	
		地域公共交通確保維持改善事業 地域公共交通施策に計画的に取り組むため、匝瑳市地域公共交通活性化協議会において定期的な事業評価等を行う。	市	

		デマンド型交通運行事業 デマンド型交通を運行し、高齢者等の移動手段の確保を図る。	市	
		JR 総武本線の増便・駅等の施設整備の促進 千葉県 JR 線複線化等促進期成同盟等を通じた要望活動を行う。	市	
		銚子連絡道路の整備促進 山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会等を通じた要望活動を行う。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道施設

旧野栄町の区域の上水道は、八匠水道企業団により供給されています。水道普及率は令和2年度末で88.0%でしたが、少子高齢化や人口減少に伴い、水需要は減少傾向にあります。

八匠水道企業団が管理する水道施設は、配水池等の配水施設及び管路があります。水道施設は時間の経過とともに老朽化していくことから、適切な修繕・維持管理を実施する必要があります。加えて、非常時にも安定した水道水を供給していくためには、大規模地震に対応した施設の耐震化を進めていく必要があります。

イ 汚水処理

旧野栄町の区域を含む本市では、合併処理浄化槽による汚水処理を行っています。令和2年3月末現在の汚水処理人口普及率は50.5%です。

ウ ごみ処理

旧野栄町の区域を含む本市のごみは、令和3年4月から東総地区広域市町村圏事務組合が運営する広域ごみ処理施設「東総地区クリーンセンター」において処理されており、ごみ焼却時のダイオキシン類の発生の抑制や、熱エネルギーを有効活用した効率的な再資源化が推進されています。

ごみを削減し、環境負荷を軽減するためには、ボランティア活動やリサイクル等の推進及び環境負荷が少ない設備・技術の導入等の市民や事業者の理解と協力が不可欠であることから、ごみの減量化、再資源化に向けた取組の推進と美化活動の促進、環境への負荷を抑制する処理体制の強化を図る必要があります。

エ 消防・防災・防犯

旧野栄町の区域を含む本市の消防・救急は、匠瑛市、横芝光町の1市1町で構成される一部事務組合である匠瑛市横芝光町消防組合において行われています。

また、匠瑛市消防団は、消防団本部と12分団で構成され、地域住民の生命財産を災害から守るために活動しています。

防災については、市では、ハザードマップや地域防災計画を活用し、市民が日頃から災害への備えや、災害発生時の避難を迅速に行えるように防災意識の啓発を図っています。

防犯については、本市は、匠瑛警察署をはじめとした関係機関、団体及び匠瑛市防犯協会各支部と緊密な連携を図り、防犯活動を展開していることから、犯罪認知件数が減少傾向にあります。

(2) その対策

ア 上水道施設

八匠水道企業団からの良質な水の安定供給を図るとともに、八匠水道企業団新水道ビジョン（平成27年策定、令和3年改定）に基づき、施設の整備や更新、経営健全化を促進し、上水道普及率の向上を推進します。

イ 汚水処理

合併処理浄化槽の設置を促進することで、公共用水域の水質改善と生活環境の改善を図ります。

ウ ごみ処理

自然環境の大切さや問題意識を市全体で共有しながら、ごみの減量化、再資源化に向けた取組の推進と美化活動の促進、環境への負荷を抑制する処理体制の強化を図ります。

また、廃棄物の不法投棄に対する監視や、公害の防止に向けた取組等を推進します。

具体的には、分別収集の促進や生ごみの減量化、3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の展開等、ごみの減少化・再資源化に向けた取組の促進を図ります。

エ 消防・防災・防犯

消防については、火災発生防止のための啓発活動に努めるとともに、関係機関・団体等と連携しながら、消防施設・設備及び救急救命対策の充実を図るとともに、市民の防火意識の普及・啓発を図ります。

防災については、地震、津波、豪雨等の自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災体制の強化を図ります。

具体的には、必要な情報を的確に提供する情報伝達体制の充実等の防災対策を推進します。災害の発生予防及び被害軽減に向け、平常時における予防活動と災害発生時における応急対策及び迅速な復旧活動を可能にする体制の強化を図ります。また、津波を想定した防災対策の推進を図ります。

防犯については、生活道路等への防犯灯の設置を推進し、日常生活圏における安全性の向上を図ります。

また、防犯対策の周知や犯罪に関する情報提供を継続的に実施し、防犯に対する市民意識の向上を図るとともに、自主的な防犯組織の育成支援に努め、関係機関等と連携しながら地域を見守る体制づくりを推進します。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 (上水道)	八匠水道企業団負担金 八匠水道企業団の円滑な運営と水道料金引き上げ抑制を目的として、同企業団に負担金を支出する。	市	
	(2)下水処理施設 (農村集落排水施設)	集落排水負担金 生活排水や雨水等が流入する土地改良区管理の農業用排水路の維持管理や水路整備に対して、負担金を支出する。	市	

	(その他)	合併処理浄化槽設置促進事業 家庭雑排水の浄化対策として、合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成し、設置促進を図る。	市	
	(3)廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計負担金 東総地区3市(匝瑳市、旭市及び銚子市)によるごみ処理業務を共同で行うため、広域ごみ処理施設の建設・維持管理を行う東総地区広域市町村圏事務組合に負担金を支出する。	市	
	(5)消防施設	消防施設整備事業 各種消防施設の整備と消防装備の配備を計画的に行い、消防団活動の充実・強化を図る。	市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 (生活)	公園維持管理事業 公園施設の機能及び安全性を確保するため、清掃、修繕、改修等を行う。	市	
	(環境)	東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計負担金 東総地区3市(匝瑳市、旭市及び銚子市)によるごみ処理業務を共同で行うため、広域ごみ処理施設の管理運営を行う東総地区広域市町村圏事務組合に負担金を支出する。	市	
		匝瑳市ほか二町環境衛生組合負担金 1市2町(匝瑳市、多古町及び横芝光町)の火葬業務及び一般廃棄物最終処分場管理業務を共同で行う匝瑳市ほか二町環境衛生組合に負担金を支出する。	市	
		広域ごみ処理事業・一般廃棄物処理事業 広域ごみ処理体制への移行に伴い、市内ごみステーションに排出されたごみの収集・運搬、ごみ袋の作成・販売等を行う。	市	
		不法投棄監視事業 不法投棄の未然防止及び早期発見のため、不法投棄監視員による監視・啓発活動等を行う。	市	
		生ごみ処理機等設置促進事業 生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の購入費の一部を助成し、設置促進を図る。	市	

		資源ごみ集団回収促進事業 ごみの減量化及び地域の環境保全・環境美化を図るため、資源ごみの回収を実施する団体等に対して、再資源化を行った量に応じた奨励金を交付する。	市	
		環境美化推進事業 不法投棄(ポイ捨て)ごみの回収を通し、環境に対する問題意識の啓発を図るため、ごみゼロ運動等を行う。	市	
		環境測定事業・公共用水域等水質検査 水質保全対策に資するため、河川等の公共用水域及び地下水の水質測定を行う。	市	
	(防災・防犯)	匝瑳市横芝光町消防組合負担金 火災等の災害から市民の生命と財産を守るため、1市1町(匝瑳市及び横芝光町)の消火・救急活動等消防に関する業務を共同で行う匝瑳市横芝光町消防組合に負担金を支出する。	市	
		防災対策事業 日頃から災害に備え、災害時に迅速に避難できるよう、津波浸水想定区域等を掲載したハザードマップを作成・配布するとともに、情報伝達体制の充実・強化を図る。また、津波発生時に避難者の安全を確保するため、津波避難タワーの維持管理・修繕等を行う。	市	
		消防団運営事業 消防団活動の継続的運営を図るために、消防団員用被服等の更新や補充を行う。	市	
		自主防災組織整備事業 防災資機材や備蓄品の整備を計画的に行うとともに、防災訓練等を通じて、地区区長会等で構成する自主防災組織の育成・強化を図る。また、防災士資格の取得支援を行う。	市	
		防犯設備の整備 夜間における犯罪、事故等の発生を防ぎ、市民の安全を守るため、防犯設備の整備及び維持管理を行う。	市	
		防犯協会補助金 地域防犯活動を行う匝瑳市防犯協会に対して、助成を行う。	市	

	(その他)	住宅耐震促進事業 木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費の補助により、大規模地震の際の被害の低減を図る。	市	
		空家等対策事業 市内の空家等の実態把握に努めるとともに、継続的な情報管理や所有者等に対する指導・助言等を行い、適切な空家等対策を実施する。	市	
		住宅リフォーム補助事業 市内の施工業者により工事費 20 万円以上の住宅リフォーム工事を行う住宅所有者に対して、その工事に要する費用の一部を助成する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

本市においては、女性の社会進出や就労機会の拡大等を背景に、未婚化・晩婚化が進んでいることから、若い世代が結婚・出産をする希望を実現できる社会の仕組みづくりや施策の展開が必要です。

また、子育てと仕事を両立するための多様な保育ニーズが高まっており、出産・子育てに係る経済支援の充実や、放課後児童クラブ等の充実を図る等の子どもの居場所の確保に加え、子育て不安の解消や孤立を感じることなく、安心して子育てできる環境を整備することが重要です。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

旧野栄町の区域の65歳以上の人口は、令和2年国勢調査において2,874人です。高齢者比率は合併前の平成17年では24.8%でしたが、令和2年には36.8%となっており、急速に高齢化が進んでいます。

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等が増加しています。高齢者が住み慣れた地域で自立した暮らしを維持するためには、高齢者を地域や関係機関との連携で支える地域包括ケアシステムの構築や、介護保険サービスの充実、高齢者の介護にあたる家族等の負担軽減を図るための支援が必要です。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

地域全体で子育てに関する相互支援のための輪を広げ、ともに助け合い、子育て家庭が気軽に集まり相談できるよう、子育て世代の交流の機会を充実させます。

また、子育て世代の負担を軽減するため、子育てに係る各種助成・支援を行うとともに、育児休業・休暇の取得奨励等を進め、子育てについての不安や負担の軽減に努めます。また、子ども達の遊び場や学びの場の確保を進めます。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が地域でいきいきと元気に暮らしていくことができるよう、地域包括ケアシステムの構築や介護保険サービスの充実に努めるとともに、高齢者の自立支援や、要介護状態の軽減・悪化防止を図ることで、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、高齢者が興味や意欲に応じて自主的に活動できる場や、これまで培ってきた技術・経験を活かすことのできる場の充実を図るため、生涯活躍のまちづくりに取り組みます。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1)児童福祉施 設 (保育所)	保育所施設整備事業 保育所等の施設整備に要する経費の一部を助成 することにより、本市における教育・保育環境の充実 を図る。	市	
	(5)障害者福祉 施設 (障害者支援 施設)	就労支援事業所運営事業 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営む ことができるよう、就労支援事業所を運営し、就労支 援を行う。	市	
	(7)市町村保健 センター及び 母子健康包括 支援センター	子育て世代包括支援センター運営事業（母 子保健型） 妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、 必要な情報提供、助言、保健指導を行う等、福祉課 で実施する「基本型」との連携・情報共有を円滑に行 いながらセンター事業を推進する。	市	
	(8)過疎地域持 続的発展特別 事業 (児童福祉)	施設型給付事業 未就学児童が特定教育・保育施設を利用する場 合に、当該施設に対して施設型給付を支給し、教 育・保育内容の充実を図る。	市	
		保育所保育料第3子以降無料化事業 高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3 月31日まで)の子供が3人以上いる家庭の第3子以 降の保育所保育料を無料化し、保護者の経済的負 担を軽減する。	市	
		子ども医療費助成事業 高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3 月31日まで)の子供の保険診療医療費の一部負担 分を、全額助成する。	市	
		チャイルドシート助成事業 チャイルドシートの普及を促進し、乳幼児の死傷事 故の防止を図るとともに、保護者の経済的負担の軽 減を図るため、チャイルドシート購入費用の一部を助 成する。	市	

		病児・病後児保育事業 急な発熱等の病気にかかった児童や回復してきている児童を預かる、病児・病後児保育の実施を推進する。	民間事業者	
	(高齢者・障害者福祉)	介護保険給付事業 市が保険者として介護保険を運営し、介護サービスの費用を給付する。	市	
		介護給付等費用適正化事業 利用者への介護給付費通知及び居宅介護支援事業所へのヒアリングシート送付等を行い、介護保険給付費の適正化を図る。	市	
		老人保護措置事業 居宅において養護を受けることが困難な高齢者について、養護老人ホームへの入所措置による支援を行う。	市	
		外出支援サービス事業 車椅子又は寝台車によらなければ移動が困難な在宅高齢者に対して、医療機関への移動手段として、福祉車両での送迎を行う。	市	
		緊急通報装置貸与事業 独居高齢者等に対して、疾病その他緊急を要する場合に備え、緊急通報装置を貸与する。また、電話による安否確認等を行う。	市	
		老人短期入所事業 介護者が疾病等の理由により居宅において高齢者を介護することが困難な場合又は独居高齢者の衰弱等により養護する必要がある場合に、短期間養護老人ホームへの短期入所による支援を行う。	市	
		介護予防・日常生活支援総合事業 要支援者等に対して、訪問型サービス又は通所型サービス等を行う。また、介護予防の基本的な知識の普及啓発等を行う。	市	
		紙おむつ給付事業 在宅の要介護者で常時尿失禁等がある者に対して、紙おむつ又は尿とりパッドを給付する。	市	

		生活支援体制整備事業 匝瑳市社会福祉協議会へ業務委託し、生活支援コーディネーターを配置することにより、日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を図る。	市	
		地域包括支援センター運営事業 高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、直営及び委託法人により、介護予防事業、総合相談支援、ケアマネジメント支援、権利擁護事業等を実施する。	市	
		介護予防ケアマネジメント事業 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者向けに、匝瑳市西部地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントの作成及び評価を行う。	市	
		地域介護予防活動支援事業 「いきいき百歳体操」の普及啓発や「リーダー養成講座」等を開催することにより、地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行う。	市	
		認知症施策推進事業 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けるために、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築する。	市	
		介護人材確保対策事業 介護職員初任者研修等の受講費用の一部を助成することにより、介護保険施設等への就業促進を図る。	市	
		シルバー人材センター運営事業 高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会を提供し、地域社会の貢献に資するため、匝瑳市シルバー人材センターの運営費の一部を助成する。	市	
		特別障害者手当等給付事業 身体又は精神に重度の障害を有するために日常生活に常時介護を要する者に対して、経済的負担を軽減するため、手当を支給する。	市	
		重度心身障害者(児)医療給付改善事業 重度心身障害者(児)に対して、保険診療に係る医療費の自己負担等を助成する。	市	

		在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業 在宅の重度知的障害者及び6か月以上寝たきりの身体障害者又はその人を介護している家族の経済的負担を軽減するため、手当を支給する。	市	
		難病療養者給付金支給事業 千葉県知事から難病指定を受けている療養者又はその介護者の経済的負担を軽減するため、給付金を支給する。	市	
		自立支援給付事業 障害者等の介護給付費、訓練等給付費、育成医療費、更生医療費、補装具費に対する給付を行う。	市	
		地域生活支援事業 障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、移動支援、日中一時支援、障害者相談支援、日常生活用具給付等の利用者の状況に応じた支援を行う。	市	
		身体・知的障害者相談員設置事業 身体障害者相談員及び知的障害者相談員を設置し、身体障害又は知的障害のある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導等を行う。	市	
		重度身体障害者等紙おむつ給付事業 常時失禁状態にある在宅の重度身体障害者等に対して、紙おむつの給付を行う。	市	
		福祉タクシー利用助成事業 重度障害者等が福祉タクシーを利用する場合に、その料金の全部又は一部を助成する。	市	
		障害者グループホーム等入居者家賃補助事業 障害者グループホーム等に入居している障害者に対して、家賃の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	市	
		障害者グループホーム運営費補助事業 障害者が入居するグループホーム等の運営者に対して、運営費の助成を行う。	市	
		地域生活支援拠点整備事業 障害者の地域での生活を支援するため、緊急時の相談等を行う基幹相談支援センターを整備し、相談の対応等を行う。	市	

		障害者地域生活体験事業 体験入居等の場を提供する事業者に対して、経費の一部を助成する。	市	
		障害児支援給付事業 在宅の障害児に対して、障害児通所支援及び障害児相談支援の利用に要する費用の一部を給付する。	市	
		マザーズホーム運営事業 心身の発達に遅れのある幼児に対して、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練のほか、保護者に対する療育知識の普及啓発を行う。また、地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センター化を推進する。	市	
		障害支援区分認定事業 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス給付に係る障害区分判定のため、訪問調査の実施や認定調査票の作成を行う。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

旧野栄町の区域には歯科や助産院以外の医療機関が無いことから、自家用車等で旧八日市場市の区域や市外の医療機関を受診しなくてはならない状況にあります。そうした中で、市内唯一の公的医療機関である国保匝瑳市民病院は旧八日市場市の区域に設置されているものの、旧野栄町の区域の住民の利用も多く、医療の確保に重要な役割を果たしています。

また、市内には休日・夜間に診療を行っている小児科の専門医療機関が無く、休日・夜間や災害発生時等の対応が課題となっています。

平成30年7月に実施した「第2次匝瑳市総合計画策定のための市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」においても、現在の医療体制に「不安を感じる」との回答が8割を超えていることから、市民病院の機能強化及び救急医療体制の充実、広域的な医療連携等により、安心できる医療体制が求められています。

(2) その対策

地域の中核病院である国保匝瑳市民病院について、医師や看護師等の医療従事者の確保・育成、施設や設備の充実と質の向上を図ります。

また、広域的な医療連携を図るとともに、身近な医療体制として在宅医療の充実、病院と地域の開業医の連携促進及び救急医療体制を充実させ、市民がいつでも安心して医療が受けられる医療体制の強化を図ります。

さらに、誰もが適切な医療が受けられるよう、医療に対する各種助成制度の充実及び周知の徹底を図ります。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(1)診療施設 (病院)	国保匝瑳市民病院建替整備事業 病院経営の健全化への取組と併せて、国保匝瑳市民病院建替整備基本構想・基本計画に基づいて事業の推進を図る。	市	
		医療器械器具購入事業 円滑な診療、検査等を実施するため、国保匝瑳市民病院の医療器械器具の整備を計画的に行う。	市	
	(3)過疎地域持 続的発展特別 事業 (その他)	国保医療費適正化対策事業 国民健康保険団体連合会から提出された医療費通知、診療報酬明細書(レセプト)点検及びジェネリック医薬品差額通知等を行い、国民健康保険事業の健全な運営を図る。	市	

		後期高齢者医療制度 75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度について、県を単位とした広域連合と連携して事業を進める。	市	
		救急医療機関整備事業 休日等における診療体制(内科・外科)を確保するため、一次救急及び二次救急医療体制を確保する。	市	
		医師及び医療等従事者養成奨学資金貸付事業 医師及び医療等従事者を目指し、大学等に通う学生に奨学資金を貸し付けることにより、将来の病院医師等を確保する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

子ども達一人ひとりが、変化の激しいこれからの社会を生きる力を身に付け、進んで社会に貢献できるようになるためには、学校・家庭・地域が一体となって、豊かな人間性と健やかな体の育成に取り組むとともに、きめ細かな指導と教育の質の向上等により、基礎学力の定着と、自ら課題を見つけ進んで解決していくことができるようにする必要があります。

また、学校施設や通学路においては、時勢に応じた適切な教育環境の形成と、子ども達の安全を確保するための環境づくりを推進していく必要があります。

旧野栄町の区域には、幼稚園1園、小学校2校、中学校1校の学校施設があります。このうち、のさか幼稚園は園児の減少により、令和4年度末をもって廃止となることから、今後は跡地の利活用を検討していく必要があります。

学校給食は、旧八日市場市と旧野栄町の合併前から、各市町の学校給食センターによるセンター方式で提供されていましたが、平成26年からは匝瑳市学校給食センターが稼働を開始し、市内の幼稚園及び小中学校に給食の提供を行っています。

イ 生涯学習・生涯スポーツ

生涯学習や生涯スポーツを通じた交流は、一人ひとりの生きがいつくりだけではなく、地域コミュニティの育成や青少年の健全育成にもつながることから、生涯学習・生涯スポーツ意欲を実践に移すことができるよう、学習の提供や学習活動における指導者、ボランティアの育成、活動できる場の確保等、楽しく学べる環境づくりが必要です。

旧野栄町の区域には、野栄総合支所周辺に、匝瑳市生涯学習センター、のさか図書館等の文化コミュニティ施設や、のさかアリーナ等の体育施設が集積しています。また、九十九里海岸一帯では、野手浜総合グラウンドや、太平洋岸自転車道があることから、文化・生涯スポーツ・レクリエーション施設を軸とした連携や交流づくりが期待されます。

今後は、各施設の適切な修繕・維持管理や改修等を実施する必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

子ども達の学ぶ意欲を育て、「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するとともに、「郷土を誇りに思う心」をはぐくみます。

また、情報化・グローバル化に対応した教育、特色ある学校づくりと一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導及び支援を図ります。

さらに、地域や家庭、関係機関等と連携しながら、子ども達の安全を確保するための体制強化を図るとともに、子ども達が安全で安心に学校生活を送れるよう、学校施設の整備及び設備等の長寿命化を図ります。

イ 生涯学習・生涯スポーツ

文化・体育施設を住民の活動・交流の拠点として捉え、施設の整備及び有効活用を図ることで、生涯スポーツやレクリエーションの活動拠点を確保し、気軽に楽しむことのできる環境づくりに努めるとともに、スポーツに関わる人材の発掘・育成を図ります。

また、市民のニーズを踏まえた多様な生涯学習・生涯スポーツ活動の機会を提供するとともに、その成果を適切に活かすことのできる環境の充実を図ることで、市民の自主的な活動の促進を支援します。

さらに、青少年の健全育成に携わる活動組織の自主的な活動を支援するとともに、家庭、学校、地域等と連携して青少年の健全育成を図ります。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1)学校教育関 連施設 (校舎)	小学校、中学校施設整備事業 児童生徒の安全・安心な環境を確保するため、校舎等の改修工事等を実施する。	市	
		小学校、中学校施設維持管理事業 児童生徒の安全・安心な環境を確保するため、校舎の設備等の修繕等を実施する。	市	
	(屋内運動場)	小学校、中学校施設維持管理事業 児童生徒の安全・安心な環境を確保するため、屋内運動場の設備等の修繕等を実施する。	市	
	(その他)	公衆無線 LAN 環境推進事業 学校施設に設置した無線アクセスポイントにより、スマートフォン、タブレット等の各種端末機から、無料でインターネットへ接続するための公衆無線 LAN 環境を提供する。	市	
	(3)集会施設、 体育施設等 (体育施設)	保健体育施設管理事業 野手浜総合グラウンドを安全かつ快適に利用できるよう維持管理等を行う。	市	
		アリーナ管理事業 のさかアリーナ及びさざんか広場を安全で快適に利用できるよう維持管理等を行う。	市	
		社会教育施設等管理事業 生涯学習センター及び野栄福祉センターを安全で快適に利用できるよう維持管理等を行う。	市	

(4)過疎地域持 続的発展特別 事業 (義務教育)	指導事務局費（特別支援教育） 指導事務の円滑な運営を図り、心身に障害のある 児童生徒に対して、適正な就学指導を行う。	市	
	スクールカウンセラー配置事業 いじめ等の解決や不登校児童生徒支援等を行う ため、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒への カウンセリングや教職員及び保護者への助言、指導 を行う。	市	
	子どもサポート事業 教育支援センター（適応支援教室）の支援員によ る欠席初期児童生徒への対応及び不登校児童生徒 への支援を行う。	市	
	外国青年招致事業 外国語指導助手を配置し、小中学校の外国語教 育の充実を図る。	市	
	サタデースクール事業 土曜日の有効活用により、国語及び算数の基礎 的・基本的な学力の向上を図る。	市	
	職員研修事業 教職員の資質向上や新しい教育課題への対応の ため、教職員研修の充実及び強化を図る。	市	
	教科別研究事業 各教科の発表会、作品展及びコンクールを開催 し、児童生徒の文化的資質の向上を図る。	市	
	外国語教育推進事業 小学校の外国語教育において、日本人外国語指 導補助員を配置し、英語や外国の文化に慣れ親し む機会を提供する。	市	
	スクールソーシャルワーカー配置事業 関係機関と連携し、家庭環境等による子供の様々 な問題に対処するため、スクールソーシャルワーカー を配置する。	市	
	児童教育活動費 小学校体育大会の開催及び社会科副読本の編 集・発行を行う。	市	
	生徒教育活動費 中学生のキャリア教育を推進するため、社会体験 (職業体験)学習を行う。	市	

		学習用パソコン活用事業 小中学校において整備した教育用コンピューター等情報機器、ネットワーク機器等の運用・保守を行うとともに、小中学生向け1人1台タブレット型端末の活用により、児童生徒の情報活用能力の育成や創造性を育む教育を推進する。	市	
		校務用パソコン活用事業 教職員の使用する校務用パソコンとして整備した1人1台のノートパソコン及び周辺機器の運用・保守を行う。	市	
		校務支援システム活用事業 校務支援システムの活用により、教職員の事務処理の効率性及び正確性の向上を図る。	市	
		中学校遠距離通学費補助金 公共交通機関の定期券又は自転車を購入して市立中学校へ遠距離通学する生徒の保護者に対して、補助金を交付する。	市	
		特色ある学校づくり推進事業 各学校が地域性等を活かし、特色ある教育活動を推進できるよう補助する。	市	
		理科教育等設備整備事業 小中学校における理科教育のための設備等を計画的に整備し、理科教育等の充実を図る。	市	
		補助教員配置事業 幼稚園、小中学校において特に配慮を必要とする児童等にきめ細かな指導をするため、補助教員を配置する。	市	
		教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書及び教材備品整備事業 教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書及び教材備品の整備を行う。	市	
		要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、特定の費用を助成し、就学援助を行う。	市	
		特別支援学級訓練補助金 障害のある児童生徒に社会性を養う機会を提供する。	市	

		特別支援教育就学奨励費 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特定の費用の助成を行う。	市	
		学校給食配送業務委託事業 幼稚園・小中学校へ配送を行う業務を委託し、学校給食の衛生的な配送を行う。	市	
		学校給食調理業務委託事業 調理業務及びこれに伴う配缶、食器の洗浄及び施設設備の清掃等を委託し、良質で安全かつ衛生的な学校給食を提供する。	市	
	(生涯学習・スポーツ)	生涯学習講座開催事業 学習意欲のある市民に対して、学習の場を提供する。公民館講座と相互連携を図りながら、生涯学習センターを主会場として趣味・教養講座を開催する。	市	
		スポーツ健康推進事業 「市民ひとり1スポーツ」を目標に、各種スポーツ教室や大会等を開催し、生涯スポーツの振興と普及を図る。	市	
		保健体育団体育成事業 保健体育団体の活性化を図るため、各保健体育団体に対して補助金を交付する。	市	
		公共施設予約システム運用事業 パソコン等インターネットを経由した公共施設の利用予約サービスを提供し、市民の利便性向上を図る。	市	
	(その他)	読書普及促進事業 読書の普及を促進するため、書籍、新聞、雑誌等を購入し、資料整備を行う。	市	
		図書館電算システム運用事業 電算システムの運用により、インターネットを経由した資料検索や図書の予約等を可能にし、利用しやすい図書館の環境整備を図る。	市	
		青少年体験活動推進事業 子ども工作教室や自然観察会等を開催し、子ども達の健全育成を推進する。	市	

		青少年相談員活動事業 青少年の健全育成を目指し、青少年相談員による各種大会の開催や地域での自主的な活動に対する支援を行う。	市	
		青少年相談員活動服支給事業 新規に委嘱される青少年相談員に対して、活動服を支給する。	市	
		社会教育団体育成事業（補助金） 社会教育団体の活性化を図るため、各社会教育団体に対して補助金を交付する。	市	
		家庭教育力活性化支援事業 子育てに関する各種講座や親子ふれあい活動等、家庭教育力向上のための学習機会を提供する。	市	

（４） 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 集落の維持・活性化

旧野栄町の区域の住宅地や集落は、内陸部においては田園地帯を形成する優良農地の中に形成されており、九十九里海岸周辺においては東西を横断する主要地方道飯岡一宮線に沿って形成されています。

住宅地や集落が形成される地区では、生活道路の幅員や雨水・汚水対策が必要な地域も見られることから、今後は住宅地や集落における農地や海岸との調和や、生活環境・居住環境の維持改善を図ることが重要です。

イ 地域コミュニティの維持・強化

本市は、地域の連帯感が強い土地柄ですが、少子高齢化や価値観の多様化を背景として、時代とともに地域における結びつきや近隣関係の希薄化も進んでいることから、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

コミュニティセンター等のコミュニティ活動の拠点施設の有効活用を促進しながら、地域の結びつきや自主的な活動を支援するとともに、活動を牽引するリーダーを育成し、コミュニティ活動の活性化を図っていくことが必要です。

(2) その対策

ア 集落の維持・活性化

住宅地や集落地、幹線道路等、それぞれの特性を活かした調和のとれた景観づくりを推進します。

特に、野栄総合支所周辺地区は、日常生活圏の利便性を支える生活サービス機能の維持・集積を図るとともに、都市基盤の維持管理や適正な土地利用の誘導により、地域特性に応じた特色のある拠点の形成に努めます。

イ 地域コミュニティの維持・強化

地域社会の連帯感のさらなる醸成と地域づくり活動の活性化を図るため、コミュニティの育成や活動拠点となる施設の整備、地域活動団体の活動支援の充実に取り組みます。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 (集落整備)	コミュニティ育成事業補助金 地域の活動拠点となるコミュニティ施設等の整備 に対して助成を行う。	市	
	(3)その他	コミュニティ活動事業補助金 各地区の地域振興協議会が計画的に行う地域コミ ュニティ活動に対して助成を行う。	市	

		のさかふれあい祭り助成事業 地域コミュニティ活動の促進と地域間交流を目的として実施する「のさかふれあい祭り」開催に対して助成を行う。	市	
--	--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

旧野栄町の区域には、栢田仁組獅子舞をはじめとする地域に根ざした伝統行事や、数多くの有形・無形の文化財が存在しており、貴重な地域資源や観光資源として活用されています。

こうした本市の貴重な文化財や地域に根付いた身近な伝統文化は、それ自体がかげがえのない宝であり、地域の誇りでもあります。

地域文化を大切にし、後世に伝えていくための意識の醸成及び保存活動の促進を図るとともに、地域に愛着を感じることができるよう、その価値を広くPRしていく必要があります。

(2) その対策

心の豊かさや暮らしに潤いをもたらす芸術文化にふれあう機会を提供するとともに、各種団体による自主的な芸術文化活動を支援します。

また、地域の歴史と風土に根ざした文化資源を地域文化の振興に活用しつつ後世に伝えていくため、各種団体と連携しながら有形・無形の貴重な歴史文化遺産の保護・活用に努めます。

併せて、伝統文化の継承・保存活動に対する支援を行い、活動の活性化を図るとともに、高齢化している担い手の後継者育成を推進します。

さらには、多くの市民が伝統文化にふれることのできる場を充実させ、伝統文化に対する意識の高揚を図るとともに、観光分野と連携しながら、本市の伝統文化のPRを推進し、その価値を市内外に広めます。

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(3)その他	文化団体協議会助成事業 市民の趣味、創作活動の活発化を図るため、匝瑳市文化団体協議会に対して助成を行う。	市	
		無形民俗文化財保存会助成事業 無形民俗文化財の保存、継承、普及活動を担う各保存団体に対して助成を行う。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

近年、日本を含む世界各地において、地球温暖化を原因とする様々な自然災害が発生しており、私たちの生活や自然環境等への影響が危惧されています。

持続可能な社会を目指す国際指標である SDGs にも、気候変動への対応が掲げられており、地球温暖化に歯止めをかけるためには、温室効果ガスの削減に世界全体で取り組んでいくことが不可欠です。

令和 2 年 10 月の内閣総理大臣所信表明において「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが表明されたことから、地方自治体においても脱炭素社会に向けた取組が進められています。

本市でも令和 3 年 12 月に「匝瑳市ゼロカーボンシティ」を表明しています。今後は市民・事業者・市が協働し、それぞれの責務と役割を果たしながら、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を推進し、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。

(2) その対策

省エネルギー対策の推進を図るとともに、太陽光発電等、再生可能な自然エネルギーについて、公共施設での導入や家庭・事業者における利用促進を図ります。

(3) 事業計画（令和 4 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3)その他	住宅用太陽光発電システム設置促進事業 住宅用発電システムの普及を促進し、環境への負荷軽減を図るため、同設備を設置する者へ補助金及び奨励金を交付する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備については、匝瑳市公共施設等総合管理計画で掲げた公共施設等の適正管理に関する基本的な考え方に基づき、施設整備の必要性や施設運営の効率性等を十分に精査・検討した上で、財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現、持続性の確保に努めながら、地域の持続的発展のための施策を実施します。

◎事業計画（令和4年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	転入者マイホーム取得奨励金交付事業 新築又は中古住宅を取得した転入者に対して奨励金を交付することにより、人口減少の抑制と地域の活性化を図る。	市	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		定住促進空き家バンク事業 市内の空き家情報を移住希望者等に提供し、移住・定住の促進を図る。	市	
		“生涯活躍のまち”推進事業 都市部から本市への新たな人の流れを創出するとともに、子どもから高齢者まで、年齢や健康状態、障害の有無に関わらず、あらゆる人々が交流し、協働することにより、これらの人々を地域全体で支えるまちをつくる。	市	
		移住支援事業 東京23区の在住者又は東京都、埼玉県、神奈川県在住で東京23区に通勤する者が、本市に移住し、起業や就業等を行う際に、交付金を支給する。	市・県	
		シティプロモーション推進事業 新たな定住先として選択されるよう、魅力あるまちづくりに取り組むとともに、住宅、生活、雇用等の情報の幅広い世代に向けた効果的な情報発信を行う。	市	
		ふるさと納税推進事業 ふるさと納税制度を活用し、自主財源の確保と地元製品のPRを図る。	市	
		出会い創出事業 市の人口減少を抑制するため、男女の出会いの場を提供する婚活支援イベントを開催する。また、婚活サポーターによる結婚相談等を行う。	市	

	(人材育成)	地域おこし協力隊事業 地域外の人材を積極的に誘致し、地域の資源及び特性を活用した地域協力活動を通じて、地域の活性化及び地域力の維持強化を促進するとともに、地域への人材の定住及び定着を図るため、匝瑳市地域おこし協力隊を導入する。	市	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	飼料用米等生産拡大支援事業 安定した飼料用米等の生産、主食用米の需給調整及び市内畜産農業の振興のため、飼料用米及び加工用米等の生産への取組に対して、補助を行う。	市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		水稻航空防除事業 いもち病、紋枯病及び病害虫防除をするため、生産者団体の行うヘリコプター等による広域一斉共同防除に対して補助を行う。	市	
		ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業 植木産業の主要な樹種であるマキをケブカトラカミキリの食害から保護するため、薬剤の散布を実施する。	市	
		園芸用廃プラスチック処理対策推進事業 園芸用廃プラスチック類の円滑な回収と適正な処理を推進するための費用を助成する。	市	
		食育推進事業 地産地消の推進とともに、「食」に関する体験等を通し、自然の恩恵や「食」に携わる人への感謝の気持ちを育てる。	市	
		飼料用米等拡大支援事業 安定した飼料用米等の生産、主食用米の需給調整及び市内畜産農業の振興のため、飼料用米等の新規需要米及び加工用米生産への取組に対して、補助を行う。	市	
		経営所得安定対策等推進事業 飼料用米等の生産の推進を図るため、匝瑳市農業再生協議会が行う事務に対して助成を行う。	市	

		環境保全型農業直接支払交付金事業 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入し、生産活動の実施を推進する事業に取り組む農業者団体等に対して助成を行う。	市	
		新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 一定の要件を満たした次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。	市	
		畜産防疫対策事業 乳牛、肉牛、豚に実施する各種伝染病ワクチン接種及び法定伝染病検査に対して助成を行う。	市	
		飼料用米利用促進事業 市内で生産された飼料用米を購入し利用する畜産農家に対して助成を行う。	市	
		農地中間管理事業 農地中間管理機構を通じて農地を貸し付けた地域や出し手に対して、機構集積協力金を交付し、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の解消等を促進する。	市	
		海匠漁業協同組合負担金 飯岡漁港の維持改良やかん水種苗放流事業等を行う海匠漁業協同組合に対して、負担金を支出する。	市	
		地域伝統漁業育成事業 伝統的漁業を営む貝まき船団が実施する漁船保険事業、種苗放流事業に対して補助を行う。	市	
		漁業共済掛金助成事業 漁業共済事業に係る共済契約を締結した中小漁業者に対して、共済掛金の一部を助成する。	市	
		漁業近代化資金利子補給事業 漁業経営の近代化に資するため、漁船、漁具等を取得するために融資機関が漁業者に貸し付ける資金に対して、利子補給を行う。	市	

		新堀川、野田地区排水機場管理協議会負担金 耕地等の湛水被害防止と、水田の汎用化を図るため、新堀川及び野田地区排水機場に面する遊水池及び水路等の浚渫・補修等の工事を実施し、排水機能の維持を図る。	市・県・土地改良区
	(商工業・6次産業化)	商業協同組合支援事業 匠瑳商業協同組合が実施する共通商品券の発行事業等に対して助成を行い、販売促進活動を支援する。	市
		商工業活性化支援事業 商店街のにぎわい創出を図るため、匠瑳市商工会が行う各種事業に対して助成を行う。	市
		商工会助成事業 匠瑳市商工会の運営基盤の充実・強化及び商工業の振興を図るため、助成を行う。	市
		中小企業資金融資事業 中小企業の経営基盤の確立と近代化を図るため、原資を金融機関に預託することで低利の資金融資を行う。	市
		制度資金利子補給事業 中小企業資金融資を受けた者の負担軽減や市内での創業支援を図るため、利子補給を行う。	市
		中小企業雇用維持対策事業 従業員の雇用安定化を図るため、経済的理由により、中小企業事業主がその雇用者を一時的に休業等させた場合の手当、賃金の一部を助成する。	市
		空き店舗活用支援事業 空き店舗の解消や新規事業者の支援のため、賃借した空き店舗の改装費や賃料の補助を行う。	市
	(観光)	観光対策事業 市民まつりやチューリップ祭りの実施に当たり、事業費の一部を助成し、観光客の誘致を図る。	市

		観光協会助成事業 観光宣伝事業、フォトコンクール事業、観光ガイド事業、観光誘致事業を行う匝瑳市観光協会に対して補助金を交付し、観光客の誘致を図る。	市	
		夏期観光安全対策事業 夏期に海岸を訪れる観光客の事故等を未然に防止するため、県・市・警察・消防等と相互に連携し、安全で安心な観光地づくりを推進する。	市	
	(企業誘致)	企業誘致促進事業 企業誘致と雇用の促進を図るため、固定資産税の減免措置、雇用奨励補助金の交付を行う。	市	
		産業用地整備推進事業 新たな産業用地に適した候補地を選定するため、調査及び検討を行う。	市	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (情報化)	電子計算処理事業 電子計算機及びネットワーク回線を利用した住民情報系システム及び戸籍システムの整備・運用により、市民サービスの向上及び事務処理の効率化・適正化を図る。	市	地域における情報化に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		電子自治体推進事業 電子自治体の構築に向けて、情報通信基盤の整備等を推進し、市民サービスの向上及び行政運営の効率化を図る。	市	
		ホームページ運用事業 市公式ホームページを活用し、多様な端末(パソコン・スマートフォン等)を利用する者に対して、見やすく、即時性のある情報を伝える。	市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	循環バス運行事業 市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、市内循環バス路線を再編し、利便性の向上を図る。	市	交通施設の整備や交通手段の確保に

		地域交通利用料助成事業 市内循環バスの利用が困難で、運転免許証を持たない75歳以上の高齢者に対して、日常生活の交通手段としてタクシーを利用する場合にその利用料金の全部又は一部を助成する。	市	資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		地域公共交通確保維持改善事業 地域公共交通施策に計画的に取り組むため、匝瑳市地域公共交通活性化協議会において定期的な事業評価等を行う。	市	
		デマンド型交通運行事業 デマンド型交通を運行し、高齢者等の移動手段の確保を図る。	市	
		JR 総武本線の増便・駅等の施設整備の促進 千葉県JR線複線化等促進期成同盟等を通じた要望活動を行う。	市	
		銚子連絡道路の整備促進 山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会等を通じた要望活動を行う。	市	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業(生活)	公園維持管理事業 公園施設の機能及び安全性を確保するため、清掃、修繕、改修等を行う。	市	生活環境の整備に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
	(環境)	東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計負担金 東総地区3市(匝瑳市、旭市及び銚子市)によるごみ処理業務を共同で行うため、広域ごみ処理施設の管理運営を行う東総地区広域市町村圏事務組合に負担金を支出する。	市	
		匝瑳市ほか二町環境衛生組合負担金 1市2町(匝瑳市、多古町及び横芝光町)の火葬業務及び一般廃棄物最終処分場管理業務を共同で行う匝瑳市ほか二町環境衛生組合に負担金を支出する。	市	

		広域ごみ処理事業・一般廃棄物処理事業 広域ごみ処理体制への移行に伴い、市内ごみステーションに排出されたごみの収集・運搬、ごみ袋の作成・販売等を行う。	市
		不法投棄監視事業 不法投棄の未然防止及び早期発見のため、不法投棄監視員による監視・啓発活動等を行う。	市
		生ごみ処理機等設置促進事業 生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の購入費の一部を助成し、設置促進を図る。	市
		資源ごみ集団回収促進事業 ごみの減量化及び地域の環境保全・環境美化を図るため、資源ごみの回収を実施する団体等に対して、再資源化を行った量に応じた奨励金を交付する。	市
		環境美化推進事業 不法投棄(ポイ捨て)ごみの回収を通し、環境に対する問題意識の啓発を図るため、ごみゼロ運動等を行う。	市
		環境測定事業・公共用水域等水質検査 水質保全対策に資するため、河川等の公共用水域及び地下水の水質測定を行う。	市
	(防災・防犯)	匝瑳市横芝光町消防組合負担金 火災等の災害から市民の生命と財産を守るため、1市1町(匝瑳市及び横芝光町)の消火・救急活動等消防に関する業務を共同で行う匝瑳市横芝光町消防組合に負担金を支出する。	市
		防災対策事業 日頃から災害に備え、災害時に迅速に避難できるよう、津波浸水想定区域等を掲載したハザードマップを作成・配布するとともに、情報伝達体制の充実・強化を図る。また、津波発生時に避難者の安全を確保するため、津波避難タワーの維持管理・修繕等を行う。	市

		消防団運営事業 消防団活動の継続的運営を図るために、消防団員用被服等の更新や補充を行う。	市	
		自主防災組織整備事業 防災資機材や備蓄品の整備を計画的に行うとともに、防災訓練等を通じて、地区区長会等で構成する自主防災組織の育成・強化を図る。また、防災士資格の取得支援を行う。	市	
		防犯設備の整備 夜間における犯罪、事故等の発生を防ぎ、市民の安全を守るため、防犯設備の整備及び維持管理を行う。	市	
		防犯協会補助金 地域防犯活動を行う匝瑳市防犯協会に対して、助成を行う。	市	
	(その他)	住宅耐震促進事業 木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費の補助により、大規模地震の際の被害の低減を図る。	市	
		空家等対策事業 市内の空家等の実態把握に努めるとともに、継続的な情報管理や所有者等に対する指導・助言等を行い、適切な空家等対策を実施する。	市	
		住宅リフォーム補助事業 市内の施工業者により工事費 20 万円以上の住宅リフォーム工事を行う住宅所有者に対して、その工事に要する費用の一部を助成する。	市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	施設型給付事業 未就学児童が特定教育・保育施設を利用する場合に、当該施設に対して施設型給付を支給し、教育・保育内容の充実を図る。	市	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び

		保育所保育料第3子以降無料化事業 高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子供が3人以上いる家庭の第3子以降の保育所保育料を無料化し、保護者の経済的負担を軽減する。	市	増進に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		子ども医療費助成事業 高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子供の保険診療医療費の一部負担分を、全額助成する。	市	
		チャイルドシート助成事業 チャイルドシートの普及を促進し、乳幼児の死傷事故の防止を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、チャイルドシート購入費用の一部を助成する。	市	
		病児・病後児保育事業 急な発熱等の病気にかかった児童や回復してきている児童を預かる、病児・病後児保育の実施を推進する。	民間事業者	
	(高齢者・障害者福祉)	介護保険給付事業 市が保険者として介護保険を運営し、介護サービスの費用を給付する。	市	
		介護給付等費用適正化事業 利用者への介護給付費通知及び居宅介護支援事業所へのヒアリングシート送付等を行い、介護保険給付費の適正化を図る。	市	
		老人保護措置事業 居宅において養護を受けることが困難な高齢者について、養護老人ホームへの入所措置による支援を行う。	市	
		外出支援サービス事業 車椅子又は寝台車によらなければ移動が困難な在宅高齢者に対して、医療機関への移動手段として、福祉車両での送迎を行う。	市	
		緊急通報装置貸与事業 独居高齢者等に対して、疾病その他緊急を要する場合に備え、緊急通報装置を貸与する。また、電話による安否確認等を行う。	市	

		老人短期入所事業 介護者が疾病等の理由により居宅において高齢者を介護することが困難な場合又は独居高齢者の衰弱等により養護する必要がある場合に、短期間養護老人ホームへの短期入所による支援を行う。	市	
		介護予防・日常生活支援総合事業 要支援者等に対して、訪問型サービス又は通所型サービス等を行う。また、介護予防の基本的な知識の普及啓発等を行う。	市	
		紙おむつ給付事業 在宅の要介護者で常時尿失禁等がある者に対して、紙おむつ又は尿とりパッドを給付する。	市	
		生活支援体制整備事業 匝瑳市社会福祉協議会へ業務委託し、生活支援コーディネーターを配置することにより、日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を図る。	市	
		地域包括支援センター運営事業 高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、直営及び委託法人により、介護予防事業、総合相談支援、ケアマネジメント支援、権利擁護事業等を実施する。	市	
		介護予防ケアマネジメント事業 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者向けに、匝瑳市西部地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントの作成及び評価を行う。	市	
		地域介護予防活動支援事業 「いきいき百歳体操」の普及啓発や「リーダー養成講座」等を開催することにより、地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行う。	市	
		認知症施策推進事業 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けるために、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築する。	市	

		介護人材確保対策事業 介護職員初任者研修等の受講費用の一部を助成することにより、介護保険施設等への就業促進を図る。	市
		シルバー人材センター運営事業 高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会を提供し、地域社会の貢献に資するため、匝瑳市シルバー人材センターの運営費の一部を助成する。	市
		特別障害者手当等給付事業 身体又は精神に重度の障害を有するために日常生活に常時介護を要する者に対して、経済的負担を軽減するため、手当を支給する。	市
		重度心身障害者(児)医療給付改善事業 重度心身障害者(児)に対して、保険診療に係る医療費の自己負担等を助成する。	市
		在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業 在宅の重度知的障害者及び6か月以上寝たきりの身体障害者又はその人を介護している家族の経済的負担を軽減するため、手当を支給する。	市
		難病療養者給付金支給事業 千葉県知事から難病指定を受けている療養者又はその介護者の経済的負担を軽減するため、給付金を支給する。	市
		自立支援給付事業 障害者等の介護給付費、訓練等給付費、育成医療費、更生医療費、補装具費に対する給付を行う。	市
		地域生活支援事業 障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、移動支援、日中一時支援、障害者相談支援、日常生活用具給付等の利用者の状況に応じた支援を行う。	市

		身体・知的障害者相談員設置事業 身体障害者相談員及び知的障害者相談員を設置し、身体障害又は知的障害のある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導等を行う。	市	
		重度身体障害者等紙おむつ給付事業 常時失禁状態にある在宅の重度身体障害者等に対して、紙おむつの給付を行う。	市	
		福祉タクシー利用助成事業 重度障害者等が福祉タクシーを利用する場合に、その料金の全部又は一部を助成する。	市	
		障害者グループホーム等入居者家賃補助事業 障害者グループホーム等に入居している障害者に対して、家賃の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	市	
		障害者グループホーム運営費補助事業 障害者が入居するグループホーム等の運営者に対して、運営費の助成を行う。	市	
		地域生活支援拠点整備事業 障害者の地域での生活を支援するため、緊急時の相談等を行う基幹相談支援センターを整備し、相談の対応等を行う。	市	
		障害者地域生活体験事業 体験入居等の場を提供する事業者に対して、経費の一部を助成する。	市	
		障害児支援給付事業 在宅の障害児に対して、障害児通所支援及び障害児相談支援の利用に要する費用の一部を給付する。	市	
		マザーズホーム運営事業 心身の発達に遅れのある幼児に対して、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練のほか、保護者に対する療育知識の普及啓発を行う。また、地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センター化を推進する。	市	

		障害支援区分認定事業 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス給付に係る障害区分判定のため、訪問調査の実施や認定調査票の作成を行う。	市	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	国保医療費適正化対策事業 国民健康保険団体連合会から提出された医療費通知、診療報酬明細書(レセプト)点検及びジェネリック医薬品差額通知等を行い、国民健康保険事業の健全な運営を図る。	市	医療の確保に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		後期高齢者医療制度 75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度について、県を単位とした広域連合と連携して事業を進める。	市	
		救急医療機関整備事業 休日等における診療体制(内科・外科)を確保するため、一次救急及び二次救急医療体制を確保する。	市	
		医師及び医療等従事者養成奨学資金貸付事業 医師及び医療等従事者を目指し、大学等に通う学生に奨学資金を貸し付けることにより、将来の病院医師等を確保する。	市	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	指導事務局費(特別支援教育) 指導事務の円滑な運営を図り、心身に障害のある児童生徒に対して、適正な就学指導を行う。	市	
		スクールカウンセラー配置事業 いじめ等の解決や不登校児童生徒支援等を行うため、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者への助言、指導を行う。	市	教育の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		子どもサポート事業 教育支援センター(適応支援教室)の支援員による欠席初期児童生徒への対応及び不登校児童生徒への支援を行う。	市	

		外国青年招致事業 外国語指導助手を配置し、小中学校の外国語教育の充実を図る。	市
		サタデースクール事業 土曜日の有効活用により、国語及び算数の基礎的・基本的な学力の向上を図る。	市
		職員研修事業 教職員の資質向上や新しい教育課題への対応のため、教職員研修の充実及び強化を図る。	市
		教科別研究事業 各教科の発表会、作品展及びコンクールを開催し、児童生徒の文化的資質の向上を図る。	市
		外国語教育推進事業 小学校の外国語教育において、日本人外国語指導補助員を配置し、英語や外国の文化に慣れ親しむ機会を提供する。	市
		スクールソーシャルワーカー配置事業 関係機関と連携し、家庭環境等による子供の様々な問題に対処するため、スクールソーシャルワーカーを配置する。	市
		児童教育活動費 小学校体育大会の開催及び社会科副読本の編集・発行を行う。	市
		生徒教育活動費 中学生のキャリア教育を推進するため、社会体験(職業体験)学習を行う。	市
		学習用パソコン活用事業 小中学校において整備した教育用コンピューター等情報機器、ネットワーク機器等の運用・保守を行うとともに、小中学生向け1人1台タブレット型端末の活用により、児童生徒の情報活用能力の育成や創造性を育む教育を推進する。	市

		校務用パソコン活用事業 教職員の使用する校務用パソコンとして整備した1人1台のノートパソコン及び周辺機器の運用・保守を行う。	市	
		校務支援システム活用事業 校務支援システムの活用により、教職員の事務処理の効率性及び正確性の向上を図る。	市	
		中学校遠距離通学費補助金 公共交通機関の定期券又は自転車を購入して市立中学校へ遠距離通学する生徒の保護者に対して、補助金を交付する。	市	
		特色ある学校づくり推進事業 各学校が地域性等を活かし、特色ある教育活動を推進できるよう補助する。	市	
		理科教育等設備整備事業 小中学校における理科教育のための設備等を計画的に整備し、理科教育等の充実を図る。	市	
		補助教員配置事業 幼稚園、小中学校において特に配慮を必要とする児童等にきめ細かな指導をするため、補助教員を配置する。	市	
		教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書及び教材備品整備事業 教科書改訂に伴う指導用教科書・指導書及び教材備品の整備を行う。	市	
		要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、特定の費用を助成し、就学援助を行う。	市	
		特別支援学級訓練補助金 障害のある児童生徒に社会性を養う機会を提供する。	市	
		特別支援教育就学奨励費 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特定の費用の助成を行う。	市	

		学校給食配送業務委託事業 幼稚園・小中学校へ配送を行う業務を委託し、学校給食の衛生的な配送を行う。	市
		学校給食調理業務委託事業 調理業務及びこれに伴う配缶、食器の洗浄及び施設設備の清掃等を委託し、良質で安全かつ衛生的な学校給食を提供する。	市
	(生涯学習・スポーツ)	生涯学習講座開催事業 学習意欲のある市民に対して、学習の場を提供する。公民館講座と相互連携を図りながら、生涯学習センターを主会場として趣味・教養講座を開催する。	市
		スポーツ健康推進事業 「市民ひとり1スポーツ」を目標に、各種スポーツ教室や大会等を開催し、生涯スポーツの振興と普及を図る。	市
		保健体育団体育成事業 保健体育団体の活性化を図るため、各保健体育団体に対して補助金を交付する。	市
		公共施設予約システム運用事業 パソコン等インターネットを経由した公共施設の利用予約サービスを提供し、市民の利便性向上を図る。	市
	(その他)	読書普及促進事業 読書の普及を促進するため、書籍、新聞、雑誌等を購入し、資料整備を行う。	市
		図書館電算システム運用事業 電算システムの運用により、インターネットを経由した資料検索や図書予約等を可能にし、利用しやすい図書館の環境整備を図る。	市
		青少年体験活動推進事業 子ども工作教室や自然観察会等を開催し、子ども達の健全育成を推進する。	市
		青少年相談員活動事業 青少年の健全育成を目指し、青少年相談員による各種大会の開催や地域での自主的な活動に対する支援を行う。	市

		青少年相談員活動服支給事業 新規に委嘱される青少年相談員に対して、活動服を支給する。	市	
		社会教育団体育成事業（補助金） 社会教育団体の活性化を図るため、各社会教育団体に対して補助金を交付する。	市	
		家庭教育力活性化支援事業 子育てに関する各種講座や親子ふれあい活動等、家庭教育力向上のための学習機会を提供する。	市	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	コミュニティ育成事業補助金 地域の活動拠点となるコミュニティ施設等の整備に対して助成を行う。	市	集落の整備に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。

匝瑳市過疎地域持続的発展計画

発行：令和5年2月

発行者：千葉県匝瑳市

編集：匝瑳市役所企画課

〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

TEL：0479-73-0081 / FAX：0479-72-1114
